

華誠の法務ニュースレター

2025年12月 第50号

華誠の動向

華誠に李保春弁護士がパートナーとして加入、債務再編および不良資産業務に強力な援軍
華誠、彭雨詩のパートナー昇進を発表 — 特許訴訟および涉外知財の実力を強化

法律の動向

中国証券監督管理委員会、上場企業監督管理条例に関する意見募集を開始、立法地位の引き上げを計画
国家知識産権局、特許審査指南を改正、2026年より施行

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

両部門、ネットワーク接続製品のサイバーセキュリティ等級表示制度の推進を計画
両部門、大規模ネットワークプラットフォームにおける個人情報保護義務の強化規定の制定を計画

競争と独占

市場監督管理総局、プラットフォーム独占禁止法コンプライアンス指針を公布し、インセンティブメカニズムを導入

知的財産権

国家知識産権局、商標使用の厳格な管理に関する通知を発出 — 「専供」「特供」などの違反行為を是正
最高人民法院、典型事例を公表 — 知的財産悪意訴訟における「全面賠償」原則を確立

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娛樂産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独自の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿広場26階
郵便番号：200031
電話：(86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 66256025-800
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪尔ビル18階A2室
郵便番号：150010
電話：(+86) 13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肃省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園B3-703室
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路28号富力盈信ビル15階1507番室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路369号蘇州華貿センター1301室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区天府二街269号27棟20階2001号
電話：+86-13398190635

昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区スプリング・シティ・66 オフィスビル
8階801室
電話：+86-0871-63131786



今期の内容

華誠の動向

華誠に李保春弁護士がパートナーとして加入、債務再編および不良資産業務に強力な援軍 4
華誠、彭雨詩のパートナー昇進を発表 — 特許訴訟および涉外知財の実力を強化 4

法律の動向

中国証券監督管理委員会、上場企業監督管理条例に関する意見募集を開始、立法地位の引き上げを計画 5
国家知識産権局、特許審査指南を改正、2026年より施行 5
国家インターネット情報弁公室、新規制を立案 — 重要データの「年度評価」制度を確立へ 6

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

最高人民法院、第一審の知財民事・行政事件に関する基層人民法院の管轄事項を明確化 7
両部門、大規模ネットワークプラットフォームにおける個人情報保護義務の強化規定の制定を計画 7

競争と独占

市場監督管理総局、プラットフォーム独占禁止法コンプライアンス指針を公布し、インセンティブメカニズムを導入 8

知的財産権

国家知識産権局、商標使用の厳格な管理に関する通知を発出 — 「専供」「特供」などの違反行為を是正 9
最高人民法院、典型事例を公表 — 知的財産悪意訴訟における「全面賠償」原則を確立 9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知識産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠に李保春弁護士がパートナーとして加入、債務再編および不良資産業務に強力な援軍

この度、華誠法律事務所は、李保春弁護士がパートナーとして正式に加入したことを発表した。李弁護士は、かつて「四大」資産管理会社で長年勤務し、金融機関の不良資産処理ロジックおよび資金提供者の投資戦略に精通している。不良資産の投融資、経営危機企業の再生、および複雑な商事再編の分野において深い知見を有している。

特筆すべきは、2025年12月5日に杭州で開催された「2025年不良資産大会」において、李保春弁護士が率いるチームが、その卓越した専門能力と業界の手本となるような成功事例が評価され、組織委員会より「金石賞・卓越貢献賞」を授与されたことである。今回の李保春弁護士の加入は、華誠にとって破産更生および企業再建支援の分野における重要な布石であり、複雑な商事問題の解決、および奥深い総合的ソリューションの提供における当事務所の中核的な競争力を一層高めるものとなる。

華誠、彭雨詩のパートナー昇進を発表—特許訴訟および涉外知財の実力を強化

2025年12月1日、華誠法律事務所は、上海本社所属の彭雨詩弁護士がパートナーに昇進したことを正式に発表した。

彭雨詩弁護士は、法学と工学（コンピューター）を専攻としたバックグラウンドを有し、弁護士と弁理士の両方の資格を兼備している。長年にわたり知的財産紛争解決の分野で研鑽を積み、困難かつ複雑な特許訴訟、涉外知的財産紛争、および技術成果転化の案件処理において豊富な実務経験を蓄積している。これまでGoogle、ドイツ・コンチネンタル・グループ、宝鋼グループ、SMC株式会社など、国内外の著名企業に対し多角的な法的サポートを提供したことがある。今回の彭弁護士の昇進は、華誠が若手専門人材を重要視していることを示すだけでなく、ハイエンドな知的財産法務サービス分野における当事務所の競争優位性を一層強固にするものである。

中国証券監督管理委員会、上場企業監督管理条例に関する意見募集を開始、立法地位の引き上げを計画

2025年12月5日、中国証券監督管理委員会は、『上場企業監督管理条例（草案）』（以下『本条例』という）を公布し、現在社会各界からの意見を一般公開で募集している。

本条例は行政法規のレベルに属し、『会社法』や『証券法』と部門規定との間の立法上の空白を埋めることを目的としている。本草案は上場企業の「全ライフサイクル」をカバーし、主に四つの「重点」を確立している。一つ目は、コーポレート・ガバナンスに重点を置き、行政法規レベルで初めて専門章を設け、少数のキーパーソンにあたる経営幹部への牽制を強化すること。二つ目は、M&A・再編支援に重点を置き、買収基準を詳細化すること。三つ目は、違法行為の取り締まりに重点を置き、事前防止と事後取締を両立した模倣品対策体制を構築すること。四つ目は、投資家の保護に重点を置き、配当・自社株買い制度を改善し、破産更生を利用した上場廃止回避を厳しく防ぐことである。

（出所：中国証監会）

国家知識産権局、特許審査指南を改正、2026年より施行

2025年11月14日、国家知識産権局は『「特許審査指南」の改正に関する決定』（以下『審査指南改訂版』という）を公布し、2026年1月1日より施行する。

改訂された『審査指南』は、人工知能やストリーミングなどの新分野における審査規則の整備を重点的に取り組んでいる。AI技術に対しては、本改訂版において初めて「AI倫理」を審査要素に明確に組み込み、創造性審査の事例を追加した。また、新たな事業形態に対しては、「ビットストリーム」に関する特許出願の審査規定を専門的に新設し、当該技術方案に特許権が付与され得る状況と境界を明確化することで、先端技術の特許戦略に対し明確な法的根拠を提供している。

（出所：国家知識産権局）

国家インターネット情報弁公室、新規制を立案 — 重要データの「年度評価」制度を確立へ

2025年12月6日、国家インターネット情報弁公室は『ネットワークデータ安全リスク評価弁法（意見募集稿）』（以下『本弁法』という）を公布し、現在社会各界からの意見を一般公開で募集している。

『データ安全法』が確実に履行されることを図るためにセットとして定められた重要な部門規定として、本弁法は差異のある評価義務を明確化している。「重要データ」を取り扱う者は、毎年少なくとも1回のリスク評価を実施すべきであり、セキュリティ状態に重大な変化が生じた際には即時に開始する必要がある。「一般データ」を取り扱う者に対しては、3年に1回の実施が提唱される。さらに、本弁法は「結果相互承認」メカニズムを確立し、企業が同種のコンプライアンス監査を重複して行うことを回避することで、コンプライアンスコストを効果的に削減する。

（出所：国家インターネット情報弁公室）

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

第7ページ

両部門、ネットワーク接続製品のサイバーセキュリティ等級表示制度の推進を計画

2025年11月21日、国家インターネット情報弁公室および工業・情報化部は共同で「サイバーセキュリティ識別管理弁法（意見募集稿）」（以下『本弁法』という）を公布し、12月6日まで社会各界からの意見を一般公開で募集している。

本弁法は、スマートホームやスマート端末などのネットワーク接続製品に対し「信頼できる身分証明」を構築し、「ワンアイテムワンコード」という溯源方法を通じて情報伝達の食い違い問題を解決することを目的としている。本弁法は「自発的参加、市場主導」の原則を確立し、製品のサイバーセキュリティ能力を基礎級（一星）、強化級（二星）、および先行級（三星）の三つの等級に区分し、目録管理を実行する。企業は適合性声明または第三者検査を通じて届出登録の申請を行い、統一されたマークを取得することが可能である。監督管理の面では、本弁法は「事前登録+事後追責」のワンサイクルを構築し、識別子の偽造や資料の偽装を行った企業に対しては、登録抹消および「1年間参入禁止」という厳格な懲戒を科すことを明確にしている。

（出所：国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部）

両部門、大規模ネットワークプラットフォームにおける個人情報保護義務の強化規定の制定を計画

2この頃、国家インターネット情報弁公室および公安部は共同で『大規模ネットワークプラットフォーム個人情報保護規定（意見募集稿）』（以下『本意見募集稿』という）を公布し、2025年12月22日まで社会各界からの意見を一般公開で募集している。

本意見募集稿は、「ユーザー規模」（例：登録ユーザー数5,000万人超または月間アクティブユーザー数1,000万人超）および「データの重要性」を核心的な指標として、「大規模ネットワークプラットフォーム」の認定基準を明確化している。本意見募集稿は、このようなプラットフォームに対し、個人情報保護責任者を指名し、コンプライアンス監査およびリスク監視を担当する専門の作業組織を設置すべきであると規定している。ユーザーの権利利益に関しては、本意見募集稿は、プラットフォームがユーザーに対し、照会、複製、削除、アカウントの抹消、および「同意の撤回」などの権利を行使するための便利な経路を提供しなければならず、不合理な障壁を設けてはならないことを明確に要求している。

（出所：国家インターネット情報弁公室、公安部）

市場監督管理総局、プラットフォーム独占禁止法コンプライアンス指針を公布し、インセンティブメカニズムを導入

2025年11月15日、国家市場監督管理総局は『インターネットプラットフォーム独占禁止法コンプライアンス指針（意見募集稿）』（以下『本指針』という）を公布し、現在社会各界からの意見を一般公開で募集している。

本指針は、プラットフォーム企業に対し、的確なリスク識別および予防指針を提供することを目的としている。本指針は「透過的」コンプライアンス原則を確立し、プラットフォームに対しアルゴリズム、データ、およびプラットフォーム規則の内部審査を強化することを求めている。また、法執行の実践と組み合わせ、プラットフォーム間のアルゴリズム共謀、「二者択一」、アカウントの封鎖・ブロック、ビッグデータを利用した常連客やリピーターへの価格差別、および「全チャネル最低価格」制限など、8種類の新型独占リスクシナリオを重点的に整理している。特筆すべきは、本指針がコンプライアンス・インセンティブメカニズムを導入している点である。これにより、プラットフォーム運営者がそのコンプライアンス制度が有効に機能していることを証明できれば、独占禁止調査に直面した際にコンプライアンス・インセンティブを申請できることが明確化されており、企業が実質的なコンプライアンス体系を構築するための強力な政策支援を提供するものとなる。

（出所：国家市場監督管理総局）

国家知識産権局、商標使用の厳格な管理に関する通知を発出 — 「専供」「特供」などの違反行為を是正

2025年11月17日、国家知識産権局弁公室は『商標使用管理の強化に関する通知』（以下『本通知』おという）を公布した。

本通知は、七種類の行為を監督管理の重点とすることを明確にし、市場の混乱および虚偽宣伝の一掃を目指している。未登録商標に対しては、「専供」「特供」「国」「無添加」「手作り」などの文言を含み、かつ実際の属性と一致しない誤解を招くような行為を厳しく取り締まる。登録商標に対しては、他者の商標の信用に便乗するため、登録事項を無断で変更することを禁止する。さらに、本通知は広告宣伝のコンプライアンスに関するレッドラインを改めて強調し、商業活動において「馳名商標」の文言の際立つ使用を禁止するとともに、タバコ（電子タバコを含む）製品は登録商標を使用すべきであり、かつ使用しなければならないことを明確に要求している。監督管理部門は、食品医薬品、子供向け玩具などの重点分野において特別調査を実施する予定である。

（出所：国家知的財産局）

最高人民法院、典型事例を公表 — 知的財産悪意訴訟における「全面賠償」原則を確立

2025年11月19日、最高人民法院は『知的財産悪意訴訟の是正に関する典型事例』（以下『本事例』という）を公布した。

本事例は、代表的な悪意訴訟案件5件の判決結果を通知し、悪意訴訟の認定基準および賠償規則を重点的に明確にしている。最高人民法院は初めて「全面賠償原則」を確立し、悪意訴訟の提起者は、相手方の弁護士費用等の合理的な支出を賠償するだけでなく、被訴者が訴訟保全やリスク回避によって喪失したビジネス機会および逸失利益も賠償する必要があることを規定している。本事例には、競合他社のIPO妨害、おとり調査による証拠取得（権利侵害誘発型の権利行使）、および権利の瑕疵を明らかに知りながら訴訟を提起するといった多発するシナリオが含まれている。最高人民法院は、訴訟提起前に権利の基礎が「有るか、安定しているか、しっかりとしたものであるか」を審査すべきであると強調し、訴訟手段を利用して他者の経営を妨害する「偽の権利保護」行為に対しては、法に基づき厳しく制裁を加えるとしている。

（出所：最高人民法院）